

建設業法改正に伴う下請契約約款等の取り扱いに係るお知らせ

今般、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の改正により、建設工事の請負契約の内容に請負代金の額の変更の際の算定方法に関する定めが追加されることとなりました。

改正法の施行日※以降の契約において、全建書頒会が提供している「工事下請基本契約約款」及び「個別工事下請契約約款」を使用する場合は、法改正により新たに追加された内容（請負代金の額の変更の際の算定方法に関する定め）を特約等として書面に記載する等により契約者間で取り交わすようお願いいたします。

なお、建設業法の規定に基づき中央建設業審議会が作成している「標準請負契約約款」の今後の動向等を参考に、全建書頒会の「工事下請基本契約約款」等に係る更なる対応を検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

※ 該当条文の施行日は公布の日（令和 6 年 6 月 14 日）から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

（参考）

1. 建設業法抜粋（下線は改正部分）

改正後	改正前
<p>（建設工事の請負契約の内容）</p> <p>第 19 条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。</p> <p>1～7（略）</p> <p>8 価格等（物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 2 条に規定する価格等をいう。）の<u>変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>（建設工事の請負契約の内容）</p> <p>第 19 条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。</p> <p>1～7（略）</p> <p>8 価格等（物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 2 条に規定する価格等をいう。）の<u>変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更</u></p> <p>（以下略）</p>

2. 特約の文言例

- （1）工事下請基本契約約款第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により、請負代金額を変更する場合の額は時価等を参考に元請負人と下請負人が協議して定める。
- （2）個別工事下請契約約款第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定により、請負代金額を変更する場合の額は時価等を参考に元請負人と下請負人が協議して定める。